

「史料」

①鰐淵寺本堂再建棟札裏書案（鰐淵寺文書）
伏惟、扶桑朝雲州浮浪山鰐淵寺者、神代昔、西天靈鷲山良隅、欠漂東海之浪流來、素盞鳴尊築留之、故曰浮浪山矣、粵以嶺晴、真如之月高影、仏陀本地、麓山法性之都遥示、靈神垂跡、所以鰐淵与杵築本迹不二并如牛角云、

（中略）
天正五十一月廿九日

大檀主從五位下行右馬頭大江輝元朝臣判
寺奉行 国司右京亮藤原朝臣元武判
児玉三郎右衛門尉平朝臣元良判

〔傍線部読み下し〕
西天靈鷲山の良隅の隅、欠けて東海の浪に流る来たるを、素盞鳴尊これを築き留めたまう。故に浮浪山という。

②鎌倉將軍家御教書（北島家文書）

（九条朝臣）
（花押）

可令早領知出雲国神魂社領大庭・田尻保地頭職事、右、承元二年九月六日孝綱給御下文之上、当知行無相違云々者、為彼職、守先例可致沙汰之状如件、
建長元年十一月廿九日

出雲義孝

永く相抱えらるべく候。

⑤出雲国司庁宣（千家家文書）

（花押）

可早令国造出雲義孝、進退領掌伊弉諾・伊弉冉并惣社神田神島等事、
右、件神田神島等者、条々当御任御口口成下御庁宣畢、所被載子細、于状明白也、於彼神田神島者、依敬神、一向令寄進彼社候畢、雖永代、全不可有違乱、国造義孝子々孫々令領知、可致公私之御祈禱口状、所宣如件、
康元二年二月 日
大介三善朝臣

〔傍線部読み下し〕

伊弉諾・伊弉冉並びに惣社：彼の神田神島において、敬神により、一向彼の社に寄進せしめ候いたんぬ。永代といえども、全く違乱あるべからず。
国造義孝の子々孫々に領知せしめ、

⑥室町幕府御教書（出雲大社文書）

出雲国伊弉諾・伊弉冉両社造替要脚事、以当国段錢被付其足者也、早令支配段別伍拾文於公田嚴密致催促、可遂其功之旨、可被相触之由、所被仰下也、仍執達如件、

応永廿六年九月八日
佐々木吉童子殿

沙弥（花押）

③出雲国司庁宣（千家家文書）

（花押）

可令早為国造出雲義孝領知、伊弉冉社燈油田并惣社御神樂田二町
大草郷一丁燈油
竹矢郷五反御神樂
山代郷五反同、

右、件燈油并御神樂田者、年来元頼引募也、雖令勤仕彼役、依在庁等訴訟、被追出府中畢、然者、為義孝之領知、令勤仕彼役等、可奉致 聖朝国家之御祈禱、向後更不可有違乱之状、所宜如件、留守所宜承知者、依宣用之、以宣、
建長七年二月 日
大介卜部宿祢

④北島雅孝書状（秋上家文書）

〔傍線部読み下し〕

可令早領知出雲国神魂社領大庭・田尻保地頭職事、右、承元二年九月六日孝綱給御下文之上、当知行無相違云々者、為彼職、守先例可致沙汰之状如件、
建長元年十一月廿九日

神主秋上孫四郎殿
雅孝（花押）

〔傍線部読み下し〕
可令早領知出雲国神魂社領大庭・田尻保地頭職事、右、承元二年九月六日孝綱給御下文之上、当知行無相違云々者、為彼職、守先例可致沙汰之状如件、
建長元年十一月廿九日

〔傍線部読み下し〕
伊弉諾・伊弉冉両社造替要脚の事、当国の段錢をもつて其の足に付せらるものなり。早く段別五十文を公田に支配せしめ、嚴密に催促をいたし、その功を遂げるべし。

〔傍線部読み下し〕

⑦出雲国風土記 意宇郡大草郷条
大草郷。郡家南西二里一百廿歩。須佐乎命御子、青幡佐久佐丁壯命坐。故、云大草。

⑧杵築大社領付立写（佐草家文書）

〔傍線部読み下し〕

言上

佐草

雲州田地御改二付而社領相違之所付立
一 杵築之内居屋敷、同抱之内御中余二有之、
一大庭之内田畠二四貫五百前秋上ト浄音寺押領也、然共一度為遂自訴国造口前、新嘗会之上宮役毎年無懈怠相勤申候也、

（中略）

一 佐草郷之事、大社大明神・素盞鳥尊・稻田姫ト住給時ヤトカ坂ノ毒蛇故、八重二垣ヲシ稲田姫ヲ隠給候、其ヨリ在名ヲ名乗、佐草神主タリ、有相違、今者安国寺領二付也、
〔天正十（五九二）九毛利家へ出入書付〕
以上

○本文書は、寛永十一年（一六三四）の京極若狹守の入国時に書き上げられたものの一部である。

七月三日
秋上大炊助殿
晴久

①神魂社神主秋上良忠・別火同久国連署注進状
(北島家文書)

御火切御神書從 久孝様就御相統、広孝様神魂於御内殿、御火ヲ被繼せ之段、千秋万歳我等式迄目出度存知候、任先例御火繼之御神事御調申候趣、一筆を以申上候、仍如件、
文禄二年九月九日
神魂 別火長門守 (花押)
同 (良忠力)
秋上左衛門尉 (花押)

進上 国造北島広孝様

〔傍線部読み下し〕
広孝様神魂の御内殿において、御火を繼せらる

⑧千家元勝神火相統次第引付断簡 (秋上家文書)

〔略本書〕
「文禄五年千家殿御火つきの次第引付」

千家国造義勝様ハ永禄六年^{（一五七〇）}年五月廿日御遠行候、則御息治部少輔^{（一五七〇）}義広御火を御統候て、三十四年之間国造殿也、当年文禄五年丙申之歳、彼義広様今年五十六歳にて閏七月廿日御死去候、則此殿之賀殿にて候赤塚善四郎元勝、後ノ七月廿一日丙辰日神魂太社御参詣候て、未ノ刻御火をつかれ候、御神前諸官御神事

〔略本書〕
承安二年九月十六日
(花押)

⑨毛利元秋奉書 (揖夜神社文書)

揖屋大明神別火職之事、任祖父秀澄讓状之旨、勿論不可有相違候、天下泰平・国家安全御祈禱無懈怠、可被抽精誠者也、仍執達如件、
毛利少輔十郎
元秋 (花押)

元龜三年六月廿日
別火七郎次郎殿

②別火直澄讓状 (揖屋神社井上家文書)

揖屋大明神別火職之事、
右、直澄雖重代相伝候、吾等嫡子七兵衛、讓与所明鏡候、於末代不可有相違者也、若於子孫出入申者候共、承引不可有之候、勿論代々手次証文老通茂不殘相渡、其外落散事於有之者、可為本支候、兄弟共之儀、是又加哀憐、抱置之所頼申者也、仍状如件、
慶長拾九年正月廿五日
別火直澄 (花押)

③国造北島秀孝神火相統次第 (秋上家文書)

〔略本書〕
「北島国造殿御火つきの次第」

〔略本書〕
「北島殿」
国造殿御火つきの次第之事

諸宮本式御調候、先廿一日清めの神事、御供一参候、御神楽参、廿二日も御供参、同御貴布祢御供参、惣之社人めし酒給、万如新嘗会神事儀式也、又饗而清め之御湯立させられ候、廿四日ハ杵築御帰候、御供之衆ハ西兵庫助殿計、上官役別而ハ彼仁役なし、北島新衛門殿・西彦六殿・星野甚允・島左馬助・神大夫等供仕候、今度者菅井勘儀候て、舩広江与三左衛門尉・同清左衛門尉」
(後欠)

⑩国造出雲孝時讓状 (平岡家文書)

去渡 舍弟出雲貞孝
出雲国神魂伊豫守 社領大庭田尻内田参町屋敷老所并大社領揖屋庄内平岡谷田伍町事、四至堺在別紙、右、名田屋敷如載亡父泰孝讓状者、五郎子息満天二代可令知行之、其後者可付惣領江云々、雖然就于母尼御口入、彼名田等限永代去与之畢、但無男子者雖經何代可被返付惣領江也、若又於令敵対于惣領江者、悔還之可令知行惣領者也、惣領又寄事左右不可敵対、次御公事役者、追田数随分限任傍例、惣領江可有其沙汰也、仍為後証去渡之状如件、
元亨四年甲子八月廿七日 国造兼出雲孝時 (花押)

⑪某補任状写 (揖屋神社文書)

補 三位大宅助澄
右人、任親父助字之讓、補任別火職如件、神官等宜承知、令任奉神役、以補、

(中略)

一 大事の御火ハ、内殿にてめし参そめられ候後ハ、くまの火切にて火をきり、きつきの御火所仕候者、御供所にて御火めしを仕参候、其時新御きにてめし参候、
(中略)

一 社人共めし給候、御酒有、別火飯米取、三日^{日中}當日きつきへ御下向候、一日ハ大事の御火内殿にてめし参候、其後ハくまの火切にて、火をもみ出し、御供所にたかくぬり、いろりしてめし置き、御火所のやく仕者調候て参候、能々火をすみに付とめ置、
(後略)

○本文書は年月日未詳であるが、天文一八年(一五四九)のものと推定される。

⑫源頼朝寄進状 (熊野神社文書)

〔略本書〕
「右大將頼朝御判物」
出雲国一宮天照太神、
日本火之初也、
禁裏正月七日之御祭事、火ヲ上々社別當罷出付而、意宇郡之内熊野庄五百貫并山川共、寄進状如件、
建久元年
六月二日
頼朝 (花押)

○本文書は後代に作成されたもので検討を要する。

別當三位中將との

②⑤ 熊野大社棟札写 (熊野神社所蔵)

(表面)

天下泰平 国家安全祈所

奉造営出雲国一宮熊野太神宮日本火始神社也

于時 (一五六五)

永祿八年乙丑三月十八日

毛利大膳大夫元就公
熊野大納言源重忠

○本文書は検討を要する。

候条、其地之分社務可有之候也、

(一五六五) 五月十五日

落合藏人

貞親 (花押)

別火殿

②⑥ 小早川隆景他三名連署書状 (熊野神社文書)

熊野伊勢社領分之事、如前々無相違進之置候、於御
神前、御懇祈肝要候、猶從元秋可被申候、恐々謹言、
元龜二年

五月廿三日

(小早川)

隆景 (花押)

(福原)

貞俊 (花押)

(口羽)

通良 (花押)

(吉川)

元春 (花押)

熊野別火殿

○この文書より年代の遡る中世の熊野大社文書は、いづれもこの頃になつて新しく作成されたものと推定され、利用には十分な注意が必要とされる。

②⑦ 落合貞親下知状 (熊野神社文書)

以上

急度申遣候、伊勢社領之事、四拾壹石打渡候へ共、
御しゆり免被召上候、残而拾七石者御祭田御付被成

③⑩ 毛利元秋書状 (八重垣神社佐草家文書)

(松封ハ香)

「(墨引)佐草

別火殿

少輔十郎

元秋

八重垣諸神田鉢田并御祭礼等之儀、從元就被申与候条、
何篇可被任其旨事肝要候、恐々謹言、

(貞親) (一五七〇)

「永祿十三年」

七月廿九日

(毛利)
元秋 (花押)

③⑪ 京極忠高寄進状 (真名井神社広江家文書)

伊勢諸社領之事、任旧例令寄附訖、全可有社務者也、
寛永十一年九月廿六日 忠高 (花押)

神主

吉岐

③⑫ 松平直政寄進状 (八重垣神社佐草家文書)

八重垣社領之事、

高参拾石

右、任旧例令寄附畢、全可被收納之状如件、

寛永十五年十二月六日

源 直政 (花押)

八重垣神社

神主

③⑬ 松江藩宛行状 (揖屋神社広江家文書)

意宇郡揖屋明神神領

高五拾貳石壹斗三升六合事

③⑭ 毛利元就知行安堵状 (北島家文書)

山代郷之内伊勢冉・伊勢諸・八重垣神樂田壹町七段之
事、令領掌候、社役等如前々相勤、可有裁判事肝要候、
仍一行如件、

永祿八年九月廿三日

(毛利)

元就 (花押)

富兵部太輔殿

③⑮ 足利尊氏寄進状写 (安国寺文書)

寄進

雲州安国寺 本寺

同国佐草社 平政院

大野庄半分内参分壹 願成八郎

同庄根尾村 又二郎

拝志郷内柳井村 佐々木五郎 等事、

右、為当寺興隆所寄附也、者早守先例、可被致沙汰之
状、如件、

貞和二年七月廿一日

(足利尊氏)

正二位源朝臣 (花押影)

内

拾貳石壹斗三升六合 明暦三百年

右如前々、無相違可有收納者也、仍如件、

延宝五年二月六日

石原九左衛門 (花押)

村 松 民部 (花押)

三谷 権大夫 (花押)

③⑯ 神魂社秋上氏等六社神主願書案 (秋上家文書)

去子 (奉願口上覚)

去子 (奉願口上覚) 十一月廿二日、大庭神魂社御遷宮、杵築両国造

殿執行ニ付、六社之神主一党ニ相勤候、明神仮殿ニ御移
之刻、杵築上官方六社神主中者、仮殿之内出候得と申
候、(後略)

(読み下し)

去る子の十一月二十二日、大庭神魂社御遷宮。杵築両
国造殿執行に付き、六社の神主も一党に相勤め候。明
神仮殿へ御移しの刻、杵築上官より六社神主中の者、
仮殿の内にいで候えと申し候。